

令和2年度第2回 神奈川・東京合同地域連絡会



東京海上保安部
令和2年3月8日(月)

新海面処分場建設工事及びこれに伴う航泊禁止等のお知らせ

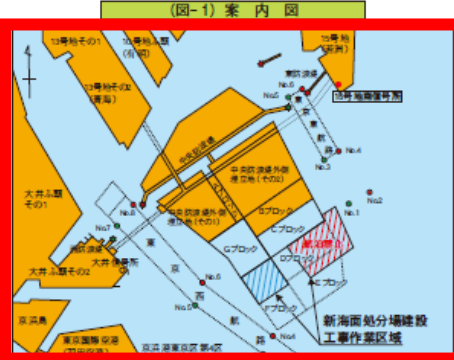
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

- 東京都江東区青海三丁目地先(京浜港東京区第4区)において、引き続き新海面処分場建設工事が、下記のとおり施工されます。(図-1参照)
- 付近海域を航行する船舶は、十分注意して下さい。

1 工事業の概要

- (1) Dブロック
 ・透水・表層工事、護岸建設工事、護岸建設に伴う地盤改良工事及び処分場の容量増大のための海底地盤を掘下げる深掘工事作業
- (2) Fブロック
 ・送泥工:土砂送泥船(第2てんゆう)による土運船等の液状土砂仮置並びにGブロック及びCブロックへの送泥(埋立)作業

工区	工程	令和2年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Dブロック	地盤改良工													
	F区													
	埋立工													
	埋立工													
Fブロック	送泥工													
	送泥工													



2 航泊禁止期間及び区域

◎期間:令和元年12月1日～令和3年2月26日

◎区域:座標のイからホの各地点を順に結んだ線及びそこからイまでの岸線により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度	経度
イ	15号航前前橋から	186度24分	2,655m	35度35分24.4秒	139度40分53.3秒
ロ	イ地点から	56度25分	300m	35度35分29.8秒	139度50分02.9秒
ハ	ロ地点から	152度11分	1,000m	35度35分01.0秒	139度50分21.7秒
ニ	ハ地点から	236度25分	1,000m	35度34分41.6秒	139度49分45.9秒
ホ	ニ地点から	326度25分	850m	35度35分04.6秒	139度40分27.2秒

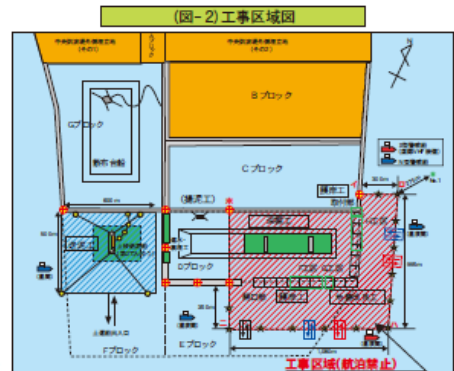
3 安全対策

(1) 警戒船

航行船舶の安全を図るため、工事業(航泊禁止)区域の東側、西側、南側に「警戒船」各1隻(昼夜間)及び送泥作業の西側に「警戒船」1隻(昼間)配備し、付近を航行する船舶への情報提供・誘導等に努めます。(図-2、配置参照)警戒船の表示は、図-5のとおりです。

(2) 標識

工事区域及び護岸を明示するため、工事区域明示用浮標、護岸明示用標識灯を図-2のとおり設置しています。標識は、図-3のとおりです。



標識	工事区域明示用浮標(白)	護岸明示用標識灯(白)
灯	灯色 黄光 光速距離 4.5海里	灯色 黄光 光速距離 2.0海里
色	黄色	黄色
形状	円筒式	円筒式

4 工事業船舶の標識

新海面処分場に入出入りする工事業船は、図-4の標識旗を掲揚します。

標識	工事業船	土砂送泥船	土砂運搬船	土砂仮置船	土砂運搬船
旗	白旗	黄旗	黄旗	黄旗	黄旗
旗	白旗	黄旗	黄旗	黄旗	黄旗
旗	白旗	黄旗	黄旗	黄旗	黄旗

凡例	工事業(航泊禁止)区域	土運船出入口(送泥工)
■	航泊禁止区域	土運船出入口(送泥工)
■	液状土砂仮置・送泥工事作業区域	作業船出入口(地盤改良工)
■	護岸区域	作業船出入口(護岸工)
★	工事区域明示用浮標	作業船出入口(送水・養岸工)
○	護岸明示用標識灯	掘削工
△	標識灯(白)	
△	アンカー先端浮標及びフローター等の位置標識灯(黄)	
△	4秒閃光 光速距離 約4km	
主幹法	長さ(48.4m)×幅(32.2m)×深さ(19.5m)	



【港長公示第3-107号(令和3年2月17日)】

本工事は来年度以降も施工されることから、以下の期間中、同区域において航泊禁止措置が延長されます。

令和3年2月27日～令和4年2月28日

お知らせ

JCG 東京海上保安部
東京湾海上交通センター

東京西航路第六号灯標が バーチャルAIS航路標識に変わります

2021年3月11日(予備日:3/12~3/16)に
東京西航路第六号灯標が撤去され、
同位置にバーチャルAISによりシンボルマークを表示します。

AIS名称 V/TOKYO-WEST-No6

●バーチャルAIS航路標識とは
航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークを仮想表示させる航路標識です



●AIS表示例



※AIS受信機の種別により、本例とは異なるシンボルマークが表示される場合があります。また、シンボルマークが表示されない場合があります。



東京西航路の形状は変わりません。
自船の進行方向に注意して航行してください!

お問い合わせ先

●リーフレットの内容に関すること
東京海上保安部航行安全課 TEL 03-5564-2022~23

●バーチャルAIS航路標識の故障などのトラブルに関すること
東京湾海上交通センター TEL 045-225-9140

東京海上保安部 検索

東京湾海上交通センター 検索

AIS非搭載船へのお願い

バーチャルAISとは自在しない航路標識をAISの信号により表示するもので、AIS非搭載船には表示されません。

AIS非搭載船にあつては、最新の海図を確認するとともに、GPSプロッター等へ以下の座標を入力の上、安全な航海をお願いいたします。

撤去される東京西航路第六号灯標座標
N:35° 34' 47" E:139° 48' 07"

東京国際空港周辺海域における 走錨海難防止対策について



令和元年6月28日から、以下のとおり、港則法の規定に基づき、荒天時において、東京国際空港(羽田空港)周辺の2海里の海域(※第2号図)が、錨泊制限海域となりました。



動向情報	京浜道東京区に平均風速20m/s以上となることが予想される場合
対象船舶	全ての船舶。ただし、次に掲げる船舶を除く。 ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他の公益上の必要が認められる用途を行うため、やむを得ず錨泊制限海域に錨泊する船舶。 ②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域に錨泊する船舶。 ③前各号に掲げるもののほか、京浜道審が認めた船舶。
その他	勧告が発表された後、正当な理由がないまま錨泊制限海域で錨泊を継続した場合、港則法の規定に基づき、当該海域から退去を命令します。
適用法令	港則法第39条第4項(勧告) 港則法第39条第3項(命令)
罰則	港則法第50条第3号(3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

問い合わせ先 東京海上保安部航行安全課 TEL 03-5564-2022(又は2023)

錨泊制限海域の 詳細な位置

次の地点を結んだ線及び陸岸(護岸を含む)並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除いた海面。



- 1 大井コンテナ碼頭岸壁(北緯35度36分17秒、東経139度45分59秒)と青海コンテナ碼頭岸壁(北緯35度36分27秒、東経139度46分56秒)を結んだ線
- 2 青海コンテナ碼頭西端(北緯35度36分7秒、東経139度47分12秒)と中央防波堤内側埋立地北西端(北緯35度35分44秒、東経139度47分25秒)を結んだ線
- 3 中央防波堤内側埋立地南西端(北緯35度35分38秒、東経139度47分29秒)と中央防波堤外側埋立地北西端(北緯35度35分34秒、東経139度47分36秒)を結んだ線
- 4 中央防波堤外側埋立地Dブロック護岸上(北緯35度34分47秒、東経139度49分30秒)、北緯35度34分16秒、東経139度51分23秒の地点、北緯35度32分52秒、東経139度52分10秒の地点、北緯35度31分8秒、東経139度51分22秒の地点、北緯35度29分54秒、東経139度49分57秒の地点、北緯35度29分15秒、東経139度48分9秒の地点、北緯35度29分36秒、東経139度47分5秒の地点、浮島2期埋立地処分場護岸上(北緯35度30分44秒、東経139度48分5秒)を結んだ線
- 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上(北緯35度31分37秒、東経139度47分)と東京国際空港(羽田空港)南西端(北緯35度31分56秒、東経139度47分42秒)を結んだ線
- 6 東京国際空港(羽田空港)北側護岸北西端(北緯35度34分8秒、東経139度46分16秒)と京浜道東側護岸(北緯35度34分7秒、東経139度46分8秒)を結んだ線

英語版リーフレットもあります
東京保安部HPをご覧ください

愛します! 守ります! 日本の海

海上保安庁 からの



TOPICS

海難を防止するために

- ☑ 発航前の点検
- ☑ 適切な見張り
- ☑ ルールの遵守

☞ 詳しくは裏面へ

東京2020
オリンピック・パラリンピック
競技大会に向けて!

事前調査への協力を!

自主警備の強化を!

不審事象は速報を!



東京港内海上警備へのご協力をお願い

東京港内海上警備へのご協力をお願い

●事前調査へのご協力をお願いします

海上保安庁では、東京オリンピック・パラリンピックの安全な開催に向けて、海域調査や訪問調査を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

●自主警備の強化をお願いします

不審物・不審事象の早期発見のための巡回や不審者の侵入防止対策など、自主警備の強化をお願いします。
また、船の盗難防止や不正使用防止のため、施錠・鍵の確実な保管による船舶管理の徹底についてもご協力をお願いします。

●不審事象を発見したら速報をお願いします

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」するか、最寄りの海上保安部等までご連絡ください。

- ・身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた
- ・船が盗まれた
- ・日頃見かけない船がウロウロしている
- ・危険物や不審物を所持している人がいる

海の「もしも」は118番

海難を防止するために

●発航前の点検を確実に!

発航前は、船体とエンジン周り、燃料の量、バッテリーの状態を点検するとともに、最新の気象・水路情報等を入手しましょう。



●常時適切な見張りの徹底を!



航行中は、常時適切な見張りを徹底し、他の船舶の動静や浅瀬・障害物等の周囲の水域状況を継続して把握しましょう。

●海上交通ルール・マナーの遵守!

海上交通法令を遵守するとともに、遊泳者や釣り人、漁ろう中の漁船近傍の航行、狭い水路で大きな波を立てる航行等、マナーに反する行為は厳に慎みましょう。



●問い合わせ先

東京海上保安部 03-5564-2021

江東区青海2-7-11 9F <https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/>

